

○京都府立大学学生部委員会規程

(平成 20 年京都府立大学規程第 19 号)

(設置)

第 1 条 学生に関する事項（教務を除く。）を協議し、処理するため、京都府立大学に京都府立大学学生部委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学生部長

(2) 学部各学科、大学院研究科各専攻及び研究科等関係組織から選出された各 1 名の教員

(3) 学務課長

2 前項第 2 号の委員は、所属学部又は研究科の長の内申に基づき、学長が任命する。

(任期)

第 3 条 前条第 1 項第 2 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員長は、学生部長を充てる。

2 委員長は、委員会の会議を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員のうち委員長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(協議事項)

第 6 条 委員会は、次に掲げる事項を協議し、処理する。

(1) 学生の経済生活、生活実態、クラブ・サークル活動などの学生生活に関する事項

(2) 障がい学生の学習・学生生活の支援に関する事項

(3) 大学会館の運営等に関する事項

(4) 京都府立大学後援会基金の適正かつ円滑な運営に関する事項

(5) 就職支援に関する事項

(6) 学生の心身の健康及び学生からの相談対応に関する事項

(7) その他学生生活の指導に関する事項

(部会の設置)

第 7 条 委員会は、前条に掲げる事項を協議し、処理するため、次の部会を設置する。

(1) 前条第 1 号から 4 号に関する学生生活部会

(2) 前条第 5 号に関する就職支援部会

(3) 前条第6号に関する健康・保健部会

2 部会は、委員の中から委員会の審議を経て委員長が指名した部会長及びその他の委員により組織する。

3 その他部会の設置及び運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

(意見の聴取)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(キャリアサポートセンター)

第9条 第6条第5項の業務を行うため、京都府立大学キャリアサポートセンター(以下、「キャリアサポートセンター」という。)を設ける。

2 キャリアサポートセンターにセンター長及び副センター長を置き、センター長には学生部長を、副センター長には就職支援部会長をもって充てる。

3 キャリアサポートセンターの運営に関する事項は、別に定める。

(学生相談室)

第10条 第6条第6号の業務を行うため、学生相談室を設ける。

2 学生相談室(医務室を含む)の適切な運営に資するため、学生部長、健康・保健部会長、心理・福祉及び医学関係の専門的知識を有する教員(若干名)により組織する運営委員会を設置することができる。

3 前項で定める運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(幹事)

第11条 委員会に幹事を置き、学務課学生支援係長をもって充てる。

2 幹事は、委員会の会議に出席し、会議に関する事務をつかさどる。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、学務課学生支援係において処理する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。